

各会の位置付け及び役割について

1. 総会

総会は、全ての正会員をもって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

2. 理事会

理事会は、全ての理事をもって構成し、次の職務を行う。

- (1) 事業計画、予算の立案及び決議並びに総会への報告
- (2) 事業報告及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細所の承認及び総会への付議
- (3) 理事の職務の執行の監督

3. 正副会長会

正副会長会は、会務運営の基本的な方向及び計画を策定し、理事会に提出する。

正副会長会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、総務・財務委員長及び事務局長をもって構成する。

4. 運営委員会

運営会議は、会長、副会長、専務理事、常務理事、その他の理事、地域会代表、各委員長及び事務局長をもって構成する。

会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 理事会及び正副会長会議より付託された会務の執行に関する事項
- (2) 理事会及び総会に付議すべき事項
- (3) その他、構成員が必要と認めた事項

5. 地域会

従来の支部に相当する組織として地域会を置く。

6. 委員会

定款に定める目的とそれに沿った事業の推進を図るため、常設委員会及び特別委員会を置く。